



各 位

平成 18 年 11 月 10 日

会 社 名 イーピーエス株式会社
代表者の取締役社長 巖 浩
役職氏名
(登録銘柄コード番号：4282東証一部)
問い合わせ先 常務取締役 神宮 孝一
電話番号 03-5684-7797(代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年11月10日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年12月22日に開催予定の当社第16回定時株主総会に下記の通り付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款一部変更理由

- (1)「会社法」(平成17年法律第86号)「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律87号、以下「整備法」という)「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が、施行されたことに伴い、次の通り当社定款を変更するものであります。

整備法の施行に伴い、定款にその定めがあるとみなされる事項(取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人の機関設置、株券を発行する旨、株主名簿管理人の設置)に関し、条文の新設及び所要の文言の整理を行うものであります。

(変更定款案第4条、第7条、第9条)

会社法施行規則の規定により、株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示することが認められたことに伴い、株主総会招集手続きを合理化するため、(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の条項を新設するものであります。

(変更定款案第14条)

会社法及び会社法施行規則の規定により、株主総会における代理人による議決権の行使について、代理人の数を1名と明確にするため、(議決権の代理行使)の条項について所要の変更を行うものであります。

(変更定款案第16条)

会社法の規定により、取締役会の書面決議を可能にして取締役会をより機動的・効率的に運営するため、(取締役会の決議等の省略)の条項を新設するものであります。

(変更定款案第25条)

会社法の規定を踏まえ、取締役及び監査役の報酬等の位置付け・決定方法を明確にす

るため、(報酬)の条項について所要の変更を行うものであります。

(変更定款案第28条、第39条)

会社法の規定により、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、責任免除の制度を、また社外取締役及び社外監査役として有能な人材を迎えられるよう、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる制度を導入するため、(取締役の責任免除)(監査役の責任免除)の条項を新設するものであります。

(変更定款案第29条、第40条)

なお、変更定款案第29条(取締役の責任免除)の新設につきましては、あらかじめ各監査役全員の同意を得ております。

会社法の規定により、会計監査人が新たに会社の機関とされたことに伴い、その選任及び任期について定めるため、会計監査人の章を新設するものであります。

(変更定款案第6章第41条、第42条)

会社法の施行により、施行前に付与した新株予約権に関する原簿については、株主名簿管理人が取り扱わないことを明確にするため、その旨附則として設けるものであります。

(附則第1条、第2条)

- (2) その他、不要となる条文を削除するとともに、会社法等の引用する法律条文や必要な文言の変更及び条の構成や順序、条数の変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款と変更定款案の内容は添付のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 平成18年12月22日(金曜日)
定款変更の効力発生日 : 平成18年12月22日(金曜日)

以 上

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 (現行どおり)</p>
<p>(目 的) 第 2 条 (条文省略)</p>	<p>(目 的) 第 2 条 (現行どおり)</p>
<p>(本店の所在地) 第 3 条 (条文省略)</p>	<p>(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>
<p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の<u>発行する株式の総数は、324,000株とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の<u>発行可能株式総数は、324,000株とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(株券の発行) 第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>
<p>(基準日) 第 6 条 <u>当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>(自己株式の取得) 第 7 条 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定に基づき、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>(自己の株式の取得) 第 8 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p><u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p><u>当社の株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続き、端株の買取り、届出の受理その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p><u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p><u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 9 条 当社の<u>株券の種類及び株式の名義書換、端株原簿の記載、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手続き、端株の買取り、届出の受理その他株式及び端株に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 10 条 当社の<u>株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第 10 条 (条文省略)</p>	<p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 12 条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p>
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 11 条 (条文省略)</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 13 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 14 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第 12 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 13 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>(条文省略)</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(議事録)</p> <p>第 14 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 15 条 (条文省略)</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 18 条 (現行どおり)</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第 16 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(条文省略)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(任期)</p> <p>第 17 条 取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(条文省略)</p>	<p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 18 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p><u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 <u>取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</u></p> <p><u>取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 19 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 20 条 (条文省略)</p> <p>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 21 条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議等の省略)</p> <p>第 25 条 <u>当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p><u>取締役又は監査役が、取締役及び監査役の全員に対して、取締役会に報告すべき事項(ただし、会社法第 363 条第 2 項の規定により報告すべき事項を除く。)を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 22 条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</u></p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬)</p> <p>第 24 条 <u>取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(新 設)	(取締役の責任免除) 第 29 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。</u>
(顧問及び相談役) 第 25 条 (条文省略)	(顧問及び相談役) 第 30 条 (現行どおり)
第 5 章 監査役及び監査役会 (員 数) 第 26 条 (条文省略)	第 5 章 監査役及び監査役会 (員 数) 第 31 条 (現行どおり)
(選任方法) 第 27 条 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、 <u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u>	(選任方法) 第 32 条 監査役は、株主総会の決議により選任する。 監査役の選任決議は、 <u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>
(任 期) 第 28 条 監査役の任期は、 <u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	(任 期) 第 33 条 監査役の任期は、 <u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>
(常勤の監査役) 第 29 条 監査役は、 <u>互選により常勤の監査役を定める。</u>	(常勤の監査役) 第 34 条 監査役会は、 <u>その決議により常勤の監査役を選定する。</u>
(監査役会の招集通知) 第 30 条 (条文省略)	(監査役会の招集通知) 第 35 条 (現行どおり)
(監査役会の決議方法) 第 31 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>監査役の過半数で行う。</u>	(監査役会の決議方法) 第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>監査役の過半数をもって行う。</u>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 32 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p>	<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(監査役会規則)</p> <p>第 33 条 (条文省略)</p>	<p>(監査役会規則)</p> <p>第 38 条 (現行どおり)</p>
<p>(報 酬)</p> <p>第 34 条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 40 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 41 条 <u>会計監査人は、株主総会の決議により選任する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(任 期)</p> <p>第 42 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>前項の定時株主総会において別段の決議がされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p>
<p>第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第 35 条 当社の<u>営業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年とし、毎営業年度末日を決算期とする。</u></p>	<p>第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 43 条 当社の<u>事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(利益配当金)</p> <p>第 36 条 当社の利益配当金は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載された端株主に支払う。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 44 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</p> <p><u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(中間配当)</p> <p>第 37 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日最終の端株原簿に記載された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(中間配当の基準日)</p> <p>第 45 条 当社は、取締役会の決議により毎年 3 月 31 日を基準日として中間配当を<u>す</u>ることができる。</p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 38 条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(配当の除斥期間)</p> <p>第 46 条 金銭による剰余金の配当は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。<u>金銭による剰余金の配当には利息をつけない。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(附則)</p> <p>第 1 条 <u>平成 18 年 5 月 1 日前に作成された新株予約権原簿については、第 9 条第 3 項の規定は適用しない。</u></p> <p>第 2 条 <u>附則第 1 条は、当社が平成 18 年 5 月 1 日前に付与した新株予約権が存在しなくなったときをもって削除されるものとする。</u></p>